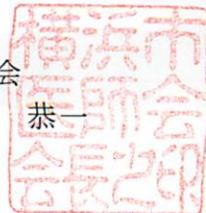


元横市医発第583号  
令和元年12月 6日

神奈川県精神神経科診療所協会  
会長 斎藤 庸男 様

横浜市医師会  
会長 水野 恭一



IR誘致にともなう質問状に対する回答について

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、貴職より本職宛提出されました標記質問状について、このたび、横浜市長より別紙のとおり回答がありましたので、宜しくお願ひ申し上げます。

事務担当 総務課  
電話： 201-7361  
FAX： 201-9797

都 I 第 69 号  
令和元年 11 月 27 日

横浜市医師会  
会長 水野 恒一 様

横浜市長 林 文子



### 横浜市精神科医師会からの質問状提出について（回答）

さきに質問状（令和元年 11 月 13 日）のありましたことについて、担当課である都市整備局 I R 推進課より次のとおりお答えします。

本市では今後、生産年齢人口の減少等による、消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。

このような状況にあっても、横浜が都市の活力を維持し、子育て、福祉、教育など、市民の皆様の安全・安心な生活をしっかりと維持していくための方策の一つとして、I R（統合型リゾート「特定複合観光施設」）について検討を重ねてきました。

「I R 推進法」の基本理念では、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるもの」とされています。

本市が行った調査における I R の効果としては、I R 区域内での消費に加え、建設時、運営時における経済波及効果、市財政への增收効果など、これまでにない経済的社会的効果が示され、横浜が抱える諸問題に有効な対応策になりうることが確認できました。

市民の皆様の不安要素である、カジノに起因した依存症や治安悪化などへの対策については「I R 整備法」において「免許による I R 事業者の参入規制」、「日本人等の入場料 6,000 円」、「7 日間で 3 回、28 日間で 10 回とする入場回数の制限」、「20 歳未満の者や暴力団員の入場禁止」など世界最高水準のカジノ規制が定められています。これらに加え、カジノを行う区域の面積上限を I R 施設の床面積合計の 3 % とすることなどが示された「I R 整備法施行令」や、既存のギャンブル等の依存症に対し国や自治体、関係機関・団体、事業者等による総合的な取組を講じる「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が今年 4 月に示されました。これらのことにより、あらゆる関係者が協力し、依存症の方を増やさないように取り組む環境や治安悪化などへの対策を強化する環境が整ってきました。



このような状況を総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、将来にわたり成長・発展を続けていくためには、横浜においてＩＲを実現する必要があるという結論にいたりました。

また、横浜市がＩＲの導入に向けた本格的な検討・準備を進めていく中で、説明会を開催する等、丁寧にご説明を行うとともに、市民の皆様のご意見を伺い、ご理解を深めていただけるように進めていきます。

本市の依存症への取組としましては、国の依存症対策総合支援事業が示す、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症を中心に、普及啓発や、依存症患者とその家族に対する依存症専門相談、家族教室などの支援を行っています。このほか、依存症の回復に向けたプログラムを実施するとともに、支援団体との関係づくりを進めています。

加えて、本年度は、横浜市内のギャンブル等依存症の実態を把握するため、市民を対象にギャンブル等依存症が疑われる者の割合を推計するための調査も行ってまいります。

本市内では、神奈川県により、2つの医療機関がギャンブル等依存症の「依存症専門医療機関」として選定されていますが、依存症治療に取り組む医療機関は必ずしも多くないと認識しており、医療人材の育成や診療報酬の拡充等については国へも要望しているところです。

また、今後、医学部をもつ横浜市立大学において医療面を中心に研究面・人材育成面でも大きな役割を果たしてもらうよう協議を進めています。

本市としましても、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策をさらに進めてまいりますので、今後とも御協力賜りたいと考えております。

また、カジノ事業の収益を活用して観光振興や財政への貢献を目指すものとして、ＩＲ整備法によりＩＲ区域内でカジノの免許を取得した事業者が、カジノを設置・運営することが合法化されています。こうした仕組みは、我が国においても競馬などの公営競技や宝くじなどで従来から法制度として導入されており、その収益が公益目的で活用されています。

立地場所である「山下ふ頭」は近隣の観光拠点との連携、MM21 地区から続く美しいウォーターフロント、広大かつシンボル性の高い敷地、住宅市街地と分離された立地、恵まれた交通アクセス等都市型リゾートとしての高いポテンシャルを持っていると考えています。また、横浜におけるＩＲは大人から子供まで幅広い客層が楽しめるコンテンツやエンターテインメント施設など景観と調和しながら横浜の新たな顔

として世界から選ばれるリゾートを作り上げていきたいと考えています。

担当 都市整備局 I R 推進課

電話 : 045-671-4135

FAX : 045-550-3869